

社会・援護局関係主管課長会議資料

平成21年3月2日（月）

社会・援護局 総務課

目 次

| | 頁 |
|--|----|
| (重点事項) | |
| 1 ひきこもり対策推進事業の実施について ----- | 1 |
| 2 地域生活定着支援事業の実施について ----- | 7 |
| 3 災害対策等について ----- | 15 |
| (連絡事項) | |
| 1 社会福祉法人現況報告書システムの廃止について ----- | 28 |
| 2 社会福祉事業功労者に対する厚生労働大臣表彰について ----- | 29 |
| 3 全国福祉事務所長会議の開催について ----- | 29 |
| 4 社会福祉推進事業の公募について ----- | 30 |
| 5 共同募金運動の活性化について ----- | 30 |
| (参考資料) | |
| 1 平成21年度予算案の概要 ----- | 31 |
| 2 平成21年度社会・援護局関係主要行事予定<社会関係> ----- | 36 |
| 3 「ひきこもり対策推進事業」関連(各都道府県・指定都市担当課一覧、 先行事例) ----- | 37 |
| 4 「刑務所出所高齢者・障害者等の社会復帰・再犯防止対策に係る研究協 議会」開催要領(案) ----- | 42 |
| 5 災害救助法の概要 ----- | 44 |
| 6 災害救助法適用基準 ----- | 45 |
| 7 災害時要援護者への対応について ----- | 46 |
| 8 平成20年度に災害救助法を適用した災害 ----- | 50 |

重 点 事 项

1 ひきこもり対策推進事業の実施について

(1) 事業の趣旨及び概要（新規補助事業）

ひきこもりが社会問題化する中で、厚生労働省では、これまでの精神保健福祉、児童福祉、ニート対策の各分野における、ひきこもりを含む相談等の取組に加え、平成21年度から、新たに「ひきこもり地域支援センター」（以下「センター」という。）を整備し、地域におけるひきこもり対策の中核機関の設置による総合的な支援体制を確保する取組みを推進するため、「ひきこもり対策推進事業」を創設することとしている。

本センターの実施主体については、都道府県・指定都市（社会福祉法人やNPO法人等に運営委託可）とし、都道府県・指定都市に各2か所（児童期・成人期）設置することを予定している。

また、本センターの行う事業については、「ひきこもり支援コーディネーター」を2名配置し、ひきこもり及び家族等からの相談に応じ適切な関係機関へつなぐなど、ひきこもりに特化した地域の第1次相談窓口としての機能を持つとともに、地域の関係機関からなる連絡協議会の設置による連携の強化、ひきこもりに関する普及啓発等の情報発信を行うこととしている。

「ひきこもり対策推進事業」の具体的な内容については、以下の「事業実施要領(案)」を予定しているので、都道府県・指定都市におかれては、これを参考に、事業の積極的かつ、早期の実施について検討をお願いしたい。

ひきこもり対策推進事業実施要領（案）

1 目的

本事業は、ひきこもり対策を推進するための体制を整備し、ひきこもり本人や家族等を支援することにより、ひきこもり本人の自立を推進し、本人及び家族等の福祉の増進を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県及び指定都市とする。

ただし、事業に必要な設備を備え、適切な運営が確保できると認められる民間団体等に、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

事業の内容は、次に掲げるものとする。

(1) センターの設置

ア 設置か所数

センターは、都道府県及び指定都市に原則各2か所設置し、児童期・成人期に応じた適切な相談等の支援が行える体制を整備する。

なお、か所数は、児童期1か所、成人期1か所の計2か所を基本とするが、地域の実情に応じて、1のセンターで児童期・成人期を兼ねることは差し支え

ない。

イ 名称

センターの名称は、「ひきこもり地域支援センター」とするなど、ひきこもり対策の中核機関であることがわかるものとする。また、児童期、成人期の区分がわかるようにすることが望ましい。

(2) センターの事業内容

ア ひきこもり本人又は家族等（以下「対象者」という）からの相談

対象者からの電話、来所又は必要に応じて訪問等による相談に応じ、適切な助言を行うとともに、対象者の相談内容等に応じて、医療・保健・福祉・教育・労働等の適切な関係機関へつなぐ。

なお、必要に応じて当該機関と情報交換を行うなど、対象者の支援の状況把握に努めるとともに、適切な支援方法について検討を行うものとする。

イ 連絡協議会の設置

対象者の相談内容等に応じた適切な支援を行うことができるよう、医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関からなる連絡協議会を設置し、情報交換等各機関間で恒常的な連携が確保できるよう努める。

なお、関係機関からなる既存の連絡協議会等を活用することは差し支えない。

ウ 情報発信

リーフレットの作成等により、ひきこもりに関する普及啓発を図るとともに、センター利用及び地域の関係機関・関係事業に係る広報・周知を行うなど、ひきこもり対策に係る情報発信に努める。

(3) 実施体制

ア ひきこもり支援コーディネーターの配置

センター1か所当たり、原則、ひきこもり支援コーディネーターを2名配置するものとし、このうち専門職を1名以上配置するものとする。専門職は、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等の資格を有する者又はこれらと同等に相談等業務を行うことのできる者とする。

イ センターの開所日

原則、週5日以上、1日8時間、週40時間を目安として開所することとし、相談等ができる体制をとる。

4 対象者

(1) 児童期の「センター」の対象者

原則、ひきこもり本人が18歳未満の対象者とする。

(2) 成人期の「センター」の対象者

原則、ひきこもり本人が18歳以上の対象者とする。

(参考)「ひきこもり」とは

○「ひきこもり」は単一の疾患や障害の概念ではなく、生物学的要因、心理的要因、社会的要因などが背景になる状態。

○自宅に引きこもって社会参加しない、長期間にわたって生活上の選択肢が狭められた精神的健康の問題。

※ 出典：「ひきこもり」をめぐる地域精神保健活動のガイドライン（厚生労

5 実施上の留意事項

(1) 秘密の保持（利用者の個人情報の取扱）

本事業の実施に携わる職員は、利用者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報は、業務目的以外で他に漏らしてはならないこと。特に利用者の個人情報を入手する場合には、支援のために関係機関へ個人情報の提供がありうる旨を説明した上で、利用者の了承を得ておくものとする。

また、利用者の同意が得られない場合等は、利用者と十分相談の上、情報を取り扱うこと。

(2) センター間の連携

児童期のセンター及び成人期のセンターの間の連携についても、利用者の継続的な事業利用が円滑に行われるよう特に留意すること。

(2) 補助金の交付方針等について

ア 本事業は、平成21年度からの新規補助事業であり、「セーフティネット支援対策等事業費補助金」のメニュー事業の一つとして実施する予定であり、交付要綱、実施要綱等は別途通知することとしている。

イ 事業の採択方針について

「ひきこもり対策推進事業実施要領」の事業内容を満たす事業について採択する。

ウ 補助対象経費について（予定）

都道府県・指定都市が実施するひきこもり対策推進事業に必要な次に掲げる経費を対象とする。

○ 賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

エ 補助率

1/2（負担割合：国1/2、都道府県・指定都市1/2）

オ 補助基準額

センター1か所あたり 総事業費700万円以内（補助額350万円以内）を基本とする。

※ 事業開始時期を平成21年4月とした12か月分の基準額である。

(3) その他

ア 職員研修

センターに配置されるコーディネーター等の職員に対する研修については、「心の健康づくり対策」研修会（実施主体：社団法人 日本精神科病院協会）の研修事業の活用を検討しているところであり、別途お知らせすることとしている。

イ 参考資料

各都道府県・指定都市のひきこもり対策の窓口一覧及び先行事例について、参考資料を参照されたい。

ひきこもり地域支援センター(新規事業)

〔社会・援護局総務課〕

【現状・課題】

「社会的ひきこもり」に関する相談・援助状況実態調査 等より

- ・ひきこもりに特化した相談窓口がないため、ひきこもり本人又は家族が相談に十分に結びついていないのではないか。
- ・ひきこもりの支援は長期間に及ぶことから、各段階に応じた対応が必要となるが、各関係機関のネットワークが十分でないのではないか。
- ・ひきこもり各関係機関における専門職員の知識や支援技術が十分でないのではないか。
- ・ひきこもり本人又は家族に必要な情報が届いていないのではないか。

といった問題が提起されている。

※ ひきこもりの状態にある者の推計 約32万世帯(「こころの健康科学研究事業」の地域疫学調査による推計)

【事業概要】

児童期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援



都道府県・指定都市に自立支援対策を推進するための核となる「ひきこもり地域支援センター」を設置し、①第一次相談機能としての役割を担う。②各関係機関のネットワークの連携強化を図る。③地域のひきこもり対策にとって必要な情報を広く提供する。

ひきこもり地域支援センターには、「ひきこもり支援コーディネーター(社会福祉士、精神保健福祉士等)」を配置し、以下の事業を実施。

①第1次相談窓口としての機能

ひきこもり本人、家族等からの電話・来所・訪問等による相談に応じるとともに、対象者の状態に応じて、医療・教育・労働・福祉などの適切な関係機関へつなげる。

②他の関係機関との連携

対象者の状態に応じた適切な支援を行うため、関係機関からなる連絡協議会を設置し、情報交換等各機関間で恒常的な連携を図る。

③情報発信

リーフレットの作成等により、ひきこもり問題に対する普及啓発を図るとともに、地域におけるひきこもりに係る関係機関・事業紹介などの情報発信を行う。

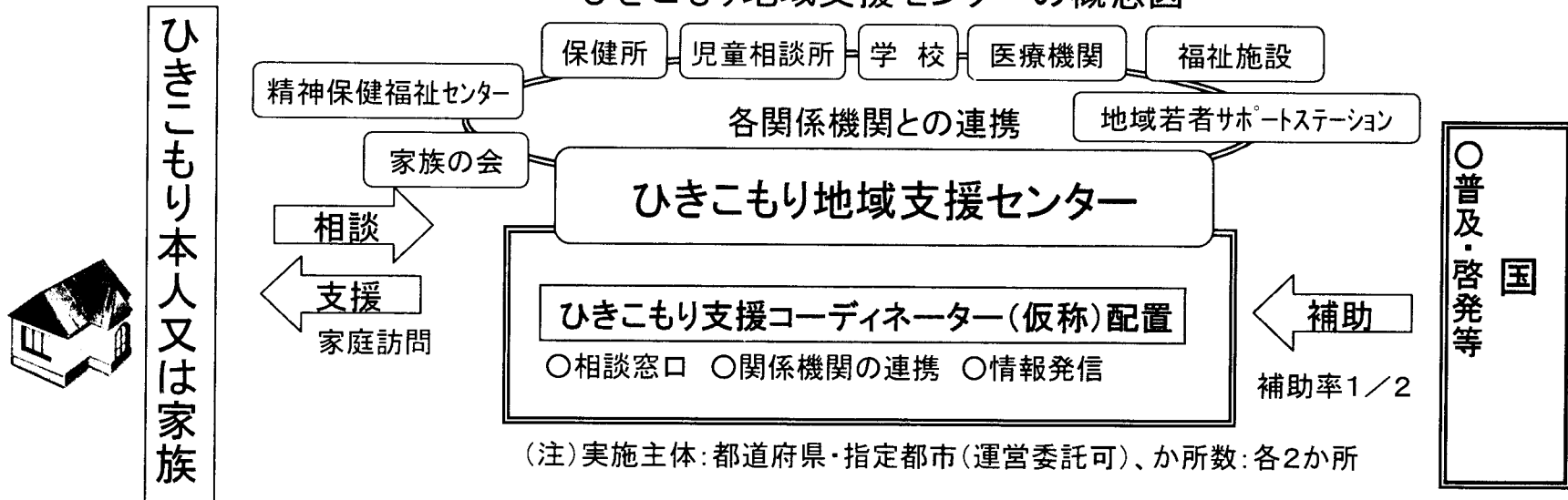
「ひきこもり地域支援センター」の平成21年度予算案の概要(新規)

- 予算案:セーフティネット支援対策等事業費補助金210億円の内数
- 実施主体:都道府県・指定都市(社会福祉法人、NPO法人等に運営委託可)
- か所数:都道府県・指定都市に各2か所(合計130か所)
- 補助率:1/2(国1/2、都道府県・指定都市1/2)
- 1か所当たり事業費:700万円(補助額350万円)

(内訳)

- ①ひきこもり支援コーディネーター設置経費
 - ・謝金(2名(専門職員(社会福祉士・精神保健福祉士等)、一般職員))・巡回指導旅費
- ②関係機関連絡協議会経費
 - ・委員謝金、委員等旅費、印刷製本費、会議費、会場借料
- ③普及・啓発経費
 - ・企画検討委員会(委員謝金、委員等旅費、印刷製本費、会議費、会場借料)
 - ・リーフレット作成費

ひきこもり地域支援センターの概念図



(注)実施主体:都道府県・指定都市(運営委託可)、か所数:各2か所

厚生労働省におけるひきこもりに関する既存施策(平成21年度予算案)

施策の概要・平成21年度予算案など

担当部局・課室

- ・精神保健福祉センター・保健所関連(精神保健福祉センター特定相談等事業費 94百万円の内数等)
精神保健に関する相談窓口における「ひきこもり」の相談。
- ・思春期精神保健対策研修会関連(PTSD・思春期精神保健対策事業費 26百万円の内数)
「ひきこもり」を含む思春期精神保健の専門家の養成。
- ・厚生労働科学研究費補助金こころの健康科学研究事業(1,616百万円の内数)
「思春期のひきこもりをもたらす精神疾患の実態把握と精神医学的治療・援助システムの構築に関する研究」(平成19年度～21年度)
→思春期ひきこもりに対する評価・治療・援助の実践的指針の策定

社会・援護局
障害保健福祉部
精神・障害
保健課

- ・ふれあい心の友訪問援助事業(児童虐待・DV対策等総合支援事業25億円の一部)
児童相談所の指導の下、ボランティア(学生等)が家庭等を訪問。
- ・ひきこもり等児童宿泊等指導事業(児童虐待・DV対策等総合支援事業25億円の一部)
児童福祉施設等における集団的な生活指導・心理療法等の実施。
- ・ひきこもり等保護者交流事業(児童虐待・DV対策等総合支援事業25億円の一部)
コーディネーター(ひきこもりの子どもをもっていた親等)の支援の下、保護者を対象に講習会・グループワーク等を実施。

雇用均等・
児童家庭局
家庭福祉課

- ・「若者自立塾」事業の実施(5.1億円)
ニート等の若者を対象に、集団生活の中での生活訓練・労働体験等を通じ、職業人・社会人としての能力の獲得や勤労観の醸成を支援。
- ・地域若者サポートステーション事業(17.4億円)
ニート等の若者を対象に、地方自治体との協働により「地域若者サポートステーション」を設置し、専門的な相談等を実施。

職業能力開発局
育成支援課
キャリア形成
支援室

2 地域生活定着支援事業の実施について

(1) 事業の趣旨及び概要（新規補助事業）

刑務所出所者等の社会復帰を支援するため、平成21年度から、都道府県に「地域生活定着支援センター」を整備し、司法と福祉の連携により、刑務所出所者等に対し、福祉的支援を行う「地域生活定着支援事業」（定額補助（10/10相当））を創設することとしている。

本センターの実施主体については、都道府県（社会福祉法人やNPO法人等に運営委託可）とし、各都道府県ごとに1か所設置することとしている。

また、本センターの行う事業については、福祉的支援を必要とする高齢者・障害者等の刑務所等出所予定者について、各都道府県の保護観察所と協働して、出所後直ちに福祉サービスにつなげるための準備を行うものであり、その役割としては、

- ① 出所後に必要な福祉サービス等のニーズ把握、帰住予定地のセンターとの連絡等の事前調整を行う、刑務所等所在地において果たす役割と、
- ② 出所予定者の福祉サービス利用の受入先調整を行う、帰住予定地において果たす役割の2つの役割を併せ持つものである。

以上のおりであり、刑務所等の所在地及び刑務所等出所者の帰住地は全国に分布することから、センターが上記の2つの役割を果たすためには、全都道府県にセンターを設置して、全国的なネットワークを築き、対応する必要があると考えている。

各都道府県におかれては、主管課を早急に決定されるとともに本事業の実施について積極的に検討いただき、是非全都道府県実施となるよう御協力願いたい。

なお、本事業は本年7月より開始することを基本としているが、各都道府県の予算編成や実施体制準備の状況に応じ、事業開始時期については柔軟に対応する予定である。

また、平成21年4月の障害福祉サービス費用（報酬）の改定において、刑務所から出所した者等の円滑な社会復帰を支援する観点から、これらの利用者に係る受入体制の整備及び関係機関との連携等について、報酬上の評価（加算）等を行うこととしている。

(2) 法務省の対応

本事業は保護観察所と協働して行うものであることから、法務省においては、厚生労働省が本年1月21日に開催した全国厚生労働関係部局長会議（厚生分科会）の資料「刑務所出所者等の地域生活定着支援について」を、全国の保護観察所に対し、1月30日に送付し周知を図ったところである。

なお、本年3月24日には、法務省・厚生労働省・全国更生保護法人連盟主催による「刑務所出所高齢者・障害者等の社会復帰・再犯防止対策に係る研究協議会」を開催し、保護観察所職員、都道府県福祉関係職員等に対して、当該事業等に係る説明会を実施する予定であり、別途案内通知を発出することとしている（参考資料参照）。

地域生活定着支援事業実施要領（案）

1 目的

本事業は、高齢者・障害者等の福祉的な支援を必要とする刑務所等出所予定者について、刑務所入所中から出所後直ちに福祉サービス（障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など）につなげるための準備を、各都道府県の保護観察所と協働して進める地域生活定着支援センター（以下「センター」という。）を都道府県に設置することにより、司法と福祉が連携して、刑務所出所者等の社会復帰を支援し、再犯防止対策に資することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県とする。

ただし、事業に必要な設備を備え、適切な運営が確保できると認められる民間団体等（社会福祉法人、NPO法人等）に、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

事業の内容は、次に掲げるものとする。

（1）センターの設置

ア 設置か所数

センターは、保護観察所、刑務所等（以下「刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院」を指す。）所在地を配慮し、都道府県に各1か所とする。

イ 名称

センターの名称は、「地域生活定着支援センター」とする。

なお、やむを得ず他の名称を使う場合については、その名称の中に「地域生活定着支援センター」の文字を含むこととする。

（2）センターの事業内容

センターは、各都道府県の保護観察所と連携して、①出所後に必要な福祉サービス等ニーズの把握、帰住予定地のセンターとの連絡等の事前調整を行う、刑務所等所在地において果たす役割と、②出所予定者の福祉サービス利用の受入調整を行う帰住予定地において果たす役割の2つの役割を併せ持つものとし、次の事業を行う。

ア 刑務所等又は保護観察所からの連絡を受けて、保護観察所と共に刑務所等内で対象者と面接し、出所後に必要となる福祉サービスの聞き取りを行う。

イ 帰住予定地が（1）の刑務所等と同一の都道府県内である場合は、必要となる福祉サービス（※）の申請の事前準備を支援するとともに、地域における福祉のネットワークと連携し、グループホーム、ケアホームや社会福祉施設など出所後の受入先を探す。

なお、他の都道府県のセンターから当該都道府県内に帰住予定の出所者がいる旨の連絡が入った場合も同様とする。

ウ 帰住予定地が他の都道府県である場合は、当該他の都道府県のセンターに連絡し、対応を依頼する。

エ センター、保護観察所、受入先となる関係機関による連絡協議会を開催し、情報交換、出所予定者の出所後の生活についての検討を行うなど、恒常的な連携が確保できるよう努める。

オ 情報発信

センターは、本事業について、地域住民の理解が得られるよう普及啓発に努める。

(※) 主な福祉サービス

〔高齢者〕

老齢年金等、生活福祉資金、介護保険制度、医療保険制度 等

〔障害者〕

障害年金等、生活福祉資金、障害者手帳、障害保健福祉制度、医療保険制度 等

(3) 実施体制

ア 職員の配置

センターの職員は4名の配置を基本とし、社会福祉士、精神保健福祉士等の資格を有する者又はこれらと同等に業務を行うことが可能であると認められる職員を1名以上配置する。

イ センターの開所日

原則、週5日以上、1日8時間、週40時間の開所を目安とする。

4 対象者

(1) 高齢者・障害者等の出所後に福祉的な支援が必要と考えられる刑務所等出所予定者。

(2) 入所中にセンターが相談に応じた刑務所等の出所者等で、センターが福祉的な支援を必要とすると認めるもの。

5 実施上の留意事項

秘密の保持（利用者の個人情報の取扱）

本事業の実施に携わる職員は、利用者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報は、業務目的以外で他に漏らしてはならないこと。特に利用者の個人情報を入手する場合には、支援のために関係機関へ個人情報の提供がありうる旨を説明した上で、利用者の了承を得ておくものとする。

また、利用者の同意が得られない場合等は、利用者とは十分相談の上、情報を取り扱うこと。

(3) 補助金の交付方針等について

ア 本事業は、平成21年度からの新規補助事業であり、「セーフティネット支援対策等事業費補助金」のメニュー事業の一つとして実施する予定である。交付要綱、

実施要綱等は別途通知することとしている。

イ 事業の採択方針について

「地域生活定着支援事業実施要領」の事業内容を満たす事業について採択する。

ウ 補助対象経費について（予定）

都道府県が実施する地域生活定着支援事業に必要な次に掲げる経費を対象とする。

- 賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

エ 補助率

定額（10／10相当）

オ 補助基準額

センター1か所あたり 総事業費1300万円以内を基本とする。

※ 事業開始時期を平成21年7月とした9か月分の基準額である。

（参考1）政府の対応

①「経済財政改革の基本方針2008」（骨太2008）

「再犯防止の観点から、地域社会・民間企業の協力や社会福祉との連携等を図りつつ、矯正施設及び社会内における処遇の充実や出所者等の社会復帰支援を効率的に実施する。」

②「刑務所出所者等の社会復帰支援（中間まとめ）」（刑務所出所者等の社会復帰支援に関する関係省庁連絡会議（平成20年9月10日））

「刑務所等と、自治体、社会福祉法人等の実施する福祉サービスをつなぐための新たな仕組みを構築」

③「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」（犯罪対策閣僚会議（平成20年12月22日））

「高齢・障害等により、自立が困難な刑務所出所者等が出所後直ちに福祉サービスを受けられるようにするため、刑務所等の社会福祉士等を活用した相談支援体制を整備するとともに、「地域生活定着支援センター（仮称）」を都道府県の圏域ごとに1か所設置し、各都道府県の保護観察所と協働して、社会復帰を支援する。」

（参考2）「法務省」における取組み（平成21年度予算案）

① 刑務所入所中から、福祉の支援が必要な者の選定とニーズの把握、福祉サービス等申請手続の援助などを行うため、刑務所に社会福祉士等の配置を促進する。

（約2.1億円）

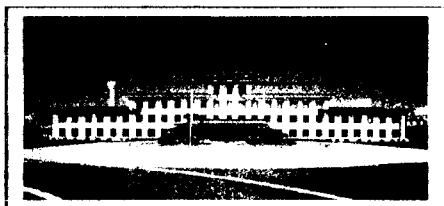
② 保護観察所に調整担当の保護観察官を配置し、福祉的な支援を必要とする刑務所入所者の円滑な福祉への移行及び再犯の防止を目的として、刑務所、地域生活定着支援センター（仮称）及び福祉等実施機関との連携・連絡調整を実施する。

（約0.1億円）

③ 直ちに福祉による支援を受けることが困難な者について、更生保護施設での受入を促進し、同施設に福祉スタッフを配置して、福祉への移行準備を行うとともに社会生活に適應するための指導・訓練を実施する。（約8.8億円）

福祉の支援が必要な刑務所出所者の現状

厚生労働省
社会・援護局



- 親族等の受入先がない満期釈放者は約7,200人。うち高齢者又は障害を抱え自立が困難な者は約1,000人。(平成18年法務省特別調査)
- 65歳以上の満期釈放者の5年以内刑務所再入所率は70%前後と、64歳以下の年齢層(60%前後)に比べて高い(法務省特別調査)。しかも、65歳以上の再犯者のうち約4分の3が2年以内に再犯に及んでいる(平成19年版犯罪白書)。
- 調査対象受刑者27,024人のうち知的障害者又は知的障害が疑われる者が410名、療育手帳所持者は26名。知的障害者又は知的障害が疑われる者のうち犯罪の動機が「困窮・生活苦」であった者は36.8%(平成18年法務省特別調査)

刑務所出所後、円滑に福祉サービス(障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など)へとつなぐための仕組みがないことから、**早期に再犯に至るリスクが高く、対策が必要**



刑務所入所中に、出所後円滑に福祉へつなぎ、社会生活に移行させるための支援ができていない。



再犯リスク大

地域で生活できない

↓
犯罪を犯し、再度、入所



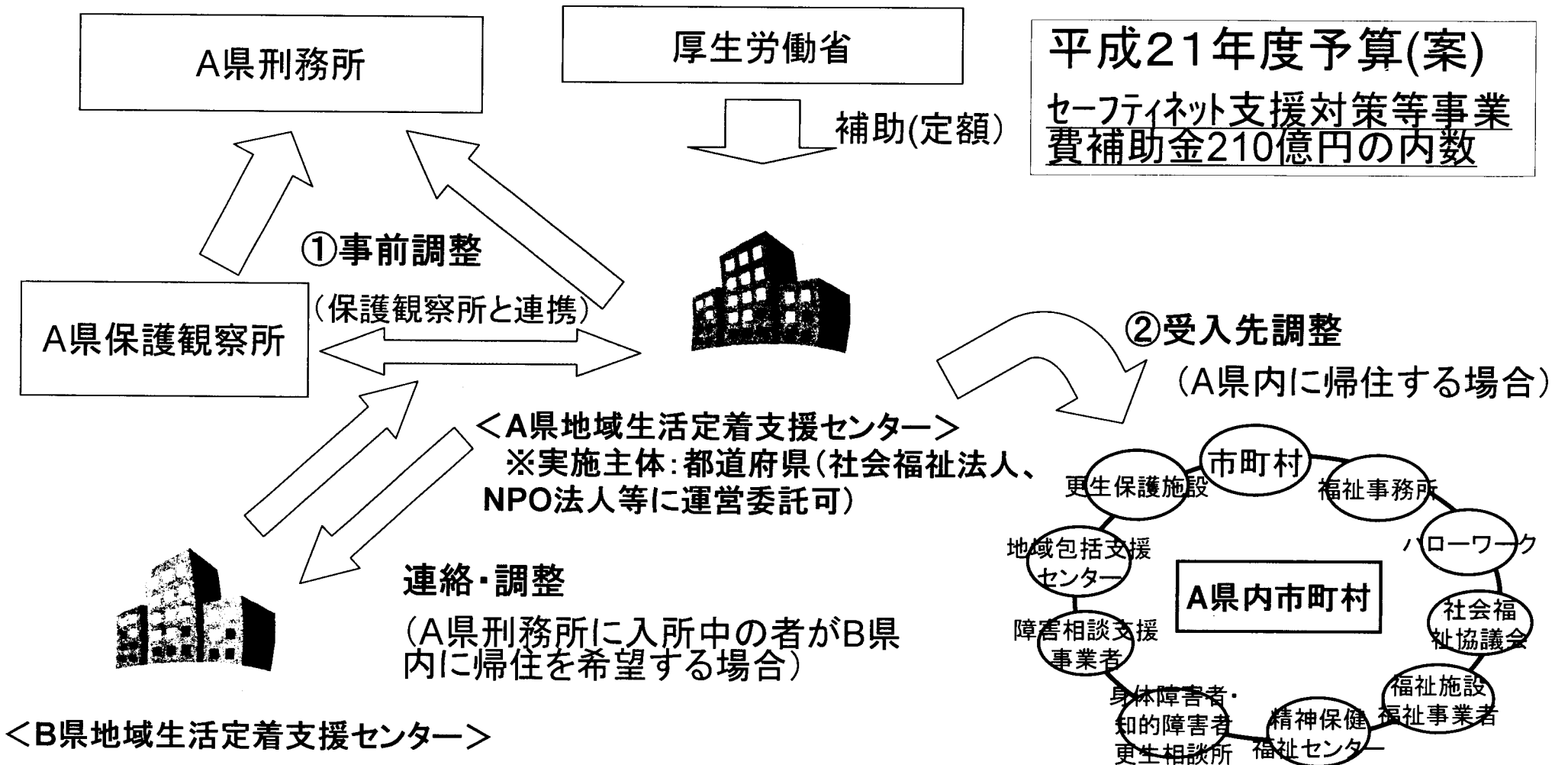
福祉サービス、住居の設定、就労の確保ができないまま出所



地域生活定着支援センターについて

出所後直ちに福祉サービス(障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など)につなげるための準備を、各都道府県の保護観察所と協働して進めるため、**地域生活定着支援センターを、都道府県の圏域ごとに1か所設置する。**

地域生活定着支援センターは、保護観察所と連携して、①出所後に必要な福祉サービス等のニーズ把握、帰住予定地の地域生活定着支援センターとの連絡等の事前調整を行う、刑事施設所在地において果たす役割と、②出所予定者の福祉サービス利用の受入先調整を行う、帰住予定地において果たす役割の2つの役割を併せ持つ。



【事業概要】

①刑務所所在地において果たす役割

- ・ 刑務所又は保護観察所からの連絡を受けて、保護観察所と共に刑務所内で受刑者と面接し、出所後に必要となる福祉サービスの聞き取りを行う。
- ・ 帰住予定地が他県である場合は、他県の地域生活定着支援センターに連絡し、対応を依頼。
- ・ 帰住予定先が県内である場合は、障害者手帳の発給など必要となる福祉サービスの申請の事前準備を支援するとともに、グループホームや社会福祉施設など出所後の受入先を探す。
- ・ 保護観察所、地域生活定着支援センター、受入先となる関係機関による会議を開催し、出所予定者の出所後の生活について検討する。

②帰住予定地において果たす役割

- ・ 他県の地域生活定着支援センターから県内に帰住予定の出所予定者がいる旨連絡が入った場合は、福祉サービスの申請の事前準備を支援するとともに、グループホームや社会福祉施設など出所後の受入先を探す。
- ・ 保護観察所、地域生活定着支援センター、受入先となる関係機関による会議を開催し、出所予定者の出所後の生活について検討する。

「地域生活定着支援センター」の平成21年度予算案の概要(新規)

- 予算案: セーフティネット支援対策等事業費補助金210億円の内数
- 実施主体: 都道府県(社会福祉法人、NPO法人等に運営委託可)
- か所数: 都道府県に各1か所、全47か所
- 補助率: 定額(10/10相当)
- 1か所当たり事業費: 1300万円(初年度実施、9か月分の所要額)

(内訳)

①体制費

- ・ 人件費(4名) ……社会福祉士などを配置

②活動事務費

- ・ 活動旅費、機器等借料、通信運搬費、消耗品費、関係機関打合わせ会議経費

刑務所出所者地域生活定着支援
 ～高齢者又は障害を抱える出所者に対する社会的受け皿の整備～

法 務 省

刑 務 所

親族等の受入先がない満期釈放者 約7,200人

うち高齢者又は障害を抱え自立が困難な者 約1,000人

- 社会福祉士等を活用し、入所後早期に福祉的支援に係るニーズの把握
- 社会福祉士等による福祉サービス申請のための手続等の助言

保護観察所

確実な福祉への移行のための生活環境の調整

- 保護観察官による調整
 - ・刑事施設と連携した出所後の自立方針の作成
 - ・自立方針を踏まえた具体的な福祉への移行に向けた地域生活定着支援センターとの調整
 - ・更生保護施設での一時的受入に向けた調整

更生保護施設（民間施設）

直ちに福祉による支援を受けることが困難な者について、更生保護施設での受入れを促進し、福祉への移行準備を行うとともに社会生活に適応するための指導・訓練を実施

- 社会復帰に係る専門的な生活指導の実施
- 施設退所後における福祉サービス受給について、関係機関との調整

厚生労働省

地域生活定着支援センター

福祉サービス実施主体（市町村等）の決定に向けた調整

福祉サービス受給のためのコーディネート、福祉等実施機関への働き掛け

福祉による支援を受けるための調整等

福祉等実施機関

都 道 府 県
市 町 村
(福祉部局・住宅部局)

福 祉 事 務 所

地域包括支援センター

障害相談支援事業者

社会福祉施策
(特別養護老人ホーム、グループホーム、日中活動施設等)

医 療 機 関

社会保険事務所

3 災害対策等について

(1) 防災態勢の強化について

我が国は、その自然的条件から、各種の災害が発生しやすく、昨年においては、岩手・宮城内陸地震を始め、局地的な大雨による被害など、全国各地で大規模な災害が発生したところであり、自然災害は、いつでもどこでも起こりうるということを改めて認識させられたところである。

従前より、大規模災害を含め災害発生時に迅速な対応ができるよう、「大規模災害における応急救助の指針について（平成9年6月30日付け厚生省社会・援護局保護課長通知）」等を示しているところであるので、これらを踏まえ、特に自治体内部はもとより、平時より関係機関及び団体と必要な事項を調整しておくなど一層の防災態勢の強化をお願いしたい。

(2) 災害救助法の運用について

ア 都道府県における体制整備

都道府県は、災害救助法（以下、「法」という。）の実施主体であるため、災害発生の際には、迅速な対応が求められるところであり、特に大規模災害が発生した場合には、管内市町村への強いリーダーシップを発揮することが求められる。

このため、次の事項に留意しつつ、職員の参集体制の確保や関係部局との役割の明確化について調整を行うとともに、市町村との連絡体制を十分に構築された上、法の適用や応急救助の実施等に当たって迅速かつ円滑な対応を行われたい。

(ア) 法適用の判断

- a 法の適用の決定については、その後の応急救助の実施に大きく影響を及ぼすものであることから、法所管課においては、法の趣旨、適用基準の考え方について十分理解し、知事等が適切に判断できるよう報告を行うなど、迅速かつ十分な対応を図られたい。

(参考) 適用基準の考え方について

法の適用基準については、法施行令第1条第1項に定めており、基本的には、同項第1号、第2号及び第3項前段で、市町村の区域の人口に応じて適用の基準となる滅失世帯数を定めている。

しかし、この滅失世帯数に達しない場合であっても、第3号後段の規定に基づき、

- ① 多数の世帯の住家が滅失した場合であって、
- ② 被害地域において、食品の給与に特殊の補給方法を必要としたり
- ③ 救出に特殊の技術を必要とする場合は、法を適用することが可能となっている。

また、施行令第1条第1項第4号に基づき、多数の住民の生命、身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、避難して継続的に救助を必要とするなど、厚生労働省令で定める基準に該当する場合にも、法を適用することは可能となっている。

- b 法の適用の判断に際しては、前述の適用基準の考え方にあるように、被害住家の数だけでなく、多数の生命、身体に危害を受けるおそれが生じた場合にも適用できるようになっており、迅速な災害救助の実施が可能となっているので、実際の適用にあたっては、法施行令第1条第1項のどの規定に合致するか十分検討の上、判断をなされたい。

(イ) 被害状況の迅速な把握

- a 法適用後においては、被害状況、法適用状況（救助の程度、方法等）を逐次把握し、情報提供を行うよう市町村に依頼するとともに、都道府県から本省に対してもその内容について逐次情報提供されたい。

また、必要に応じて、担当職員の現地派遣を行うなどにより、救助の実施状況の把握や市町村への支援に努められたい。

- b 被害状況の把握については、法の適用の基礎資料となるのみならず、救助の早期実施や、救助の種類、その程度、方法及び期間等の決定にも重大な影響を及ぼすものであることから、迅速に行う必要がある。

- c このため、予め管内市町村の被害状況の把握方法について確認し、不備と思われる市町村に対して適切な助言を行われたい。

なお、被害状況把握については、市町村の関係職員にとって建築関係で専門的な視野に立って処理しなければならない面もあることから、予め他の地方公共団体と人材派遣の協定を結び専門家を確保するなどの助言をお願いしたい。

- d 法の適用は都道府県知事が行うことから、指定都市及び中核市に対しても、他の市町村と同様、密接に連絡を取り、被害状況を把握するよう努められたい。

(ウ) 大規模災害への準備

- a 大規模災害時には避難所の長期化が予想されることから、避難所の環境整備、また、避難所の早期解消を円滑に進めるためにも応急修理の迅速な実施、応急仮設住宅の供与にあたっての各都道府県と管内市町村の役割分担等については、予め調整を行い、被災者の避難所からの移転を進めること。

- b 応急仮設住宅については、大量の設置が必要となる事態に備え、市町村と調整を図り、事前に建設可能な土地を選定し、候補地リストを作成するなど準備をされたい。

また、大規模災害が発生し、相当数の住家に被害が生じた場合、発災後ただちに、おおよその見込数をもって発注し、その後、被災住民への意向調査の結果等を踏まえながら、設置計画を修正するなどにより、速やかな対応を図られたい。このため、大規模災害においては、ある程度の空き戸が生じることはやむを得ないので、厚生労働省に協議をされたい。

なお、災害発生時に速やかに応急仮設住宅の設置が行えるよう、設置に関する手引きの作成や図上訓練の実施等により、あらかじめ災害発生時の実務や事前準備等を明確にされたい。

- c 応急仮設住宅を供与する際には、応急仮設住宅の建設だけではなく、民間賃貸アパート等を借り上げて対応することも可能であり、被災地域の状況や被災者の意向を勘案し、適切に対応されたい。

- d 住宅の応急修理については、被災者が一日も早く住み慣れた住家に戻るためにも速やかな実施を求められている。このため、委任を受ける市町村が迅速に取り掛かれるようあらかじめ応急修理の実施要領等を作成し、市町村職員に研修等で周知するとともに、工務店等の応急修理を実施する事業者を指定し、名簿を作成するなどの準備をされたい。

なお、応急修理の実施期間については、1月以内に完了することとなっているが、災害の規模や被災地の実態等によっては、1月以上実施に要する事例もあることから、実態等に即した必要な期間を当室と協議の上、実施期間を延長することは可能となっている。

(エ) 局地的な大雨について

昨年7月から8月下旬にかけて、東海・北陸地方を始め全国各地において、局

地的な記録的豪雨が観測されたところである。

このような局地的かつ突発的な気象状況の変化に対して迅速に対応し、被害を最小限に抑えるためには、常に最新の気象情報を把握するとともに、周辺河川及び冠水危険地域の状況等について、逐次の情報収集を行うことが不可欠であり、また、市町村との緊密な連絡体制の確保が求められる。

(参考) 床上浸水の被害認定について

床上浸水の被害認定については、内閣府より「浸水等による住家被害の認定について」（平成16年10月28日府政防第842号）が発出されている。

都道府県におかれては、管内市町村において日頃から防災計画に即した地域防災力の強化に一層努めるとともに、災害発生のおそれが生じた場合には、住民への迅速かつ正確な情報伝達が行われるよう体制を強化する等、市町村と連携した事前準備をお願いしたい。

(オ) 災害救助基準について

a 一般基準

法による救助については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」に基づき実施されているところである。平成21年度災害救助基準については、消費者物価指数等の変動を勘案し必要な見直しを行う予定であり、詳細については事前にお知らせすることとしているので、関係する規則等の見直しに遺漏のないようお願いしたい。

なお、平成21年度より、大規模半壊以上の被害世帯については、住宅の応急修理に係る資力要件の見直しを行い、従来の所得要件を撤廃することとしたので、実施にあたっては留意されたい。

b 特別基準

法の救助を実施するにあたっては、基本的には一般基準で対応することとなるが、個々の災害について一般基準で対応が困難な特別な事情がある場合には、特別基準を設定して実施することが可能である。その必要がある場合には、速やかに当室に協議され、災害現場の状況をふまえた適切な応急救助が実施され

るよう留意されたい。

(参考) 法施行令第9条

第1項 救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、厚生労働大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事が、これを定める。

第2項 前項の厚生労働大臣が定める基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

イ 市町村への助言

市町村における災害救助法による応急救助に係わる必要な対応については、管内市町村の状況等を十分把握した上で、次の事項に留意して適切な助言を行われたい。

- (ア) 特に特殊な救助の必要性や多数の住民の生命又は身体に危害が及ぶおそれがある場合には、都道府県において法の適用を早急に検討する必要があるので、市町村からの情報が重要となってくる。常日頃から被害状況を迅速に都道府県へ報告させることを徹底すること。
- (イ) 交通手段や連絡手段の途絶も想定した職員の参集体制や関係機関・施設間の連絡体制の確保を徹底すること。
- (ウ) 法担当部局のみならず、消防、保健、福祉、住宅などの部局との役割分担及び連携方法を明確にすること。
- (エ) 災害発生後、混乱した状況下においても被災者のニーズが的確に把握できる体制を整えるとともに、救助の実施状況や必要な応援等について都道府県へ迅速な報告をするよう徹底すること。
- (オ) 避難所の設置場所、及びその管理、運営、備蓄物資の保管場所及び品目、数量について地震、風水害等各種の災害を想定しつつ、市町村地域防災計画及び関係諸規定の点検を図ること。
- (カ) 応急救助の実施に際し、指定された学校・集会施設等の避難所では対応できない高齢者や障害者等の特別の配慮を必要とする避難者については、社会福祉施設への緊急入所による対応を行うとともに、必要に応じて、社会福祉施設の空きスペース等を活用して福祉避難所を開設するなどの対応を行われたい。

また、公的宿泊施設、旅館及びホテル等を避難所として借り上げて対応することも可能であるため、ご留意願いたい。

なお、災害時に迅速に対応できるよう、事前に関係機関・団体と調整しておくなど体制の整備を図るとともに、こうした対応について、市町村に対しても周知を図られたいこと。

(キ) 法においては、救助に関する事務の一部を市町村に委任することができることとなっており、実際も、避難所の設置や食品の給与、災害にかかった者の救出等、ほとんどの救助業務は市町村に委任して行われることが多い。このように、市町村は災害救助に関する実務を担う重要な組織であり、法に基づく救助が円滑に行われるかどうかは、市町村の対応によるところも大きい。このため、都道府県におかれては、市町村の災害救助担当者に対して研修や図上訓練等を実施し、災害救助業務の実務と運用について一層の周知を図られたい。

また、都道府県におかれては、市町村へ委任した事務について、常にその状況把握に努められ、万一、市町村において、事務の遂行上不測の事態が生じた場合等には、都道府県において委任元としての責任を持って市町村に対する助言を行う等適切な事務の遂行に努められたい。

なお、都道府県担当者を対象にした災害救助担当者全国会議を例年5月下旬から6月初旬に開催しているので、当該会議内容についても伝達されたい。

(参考) 避難所の環境整備について

避難所が長期化する場合には、例えば体育館の床に畳・マット、カーペットを敷く、プライバシー確保のために間仕切り用パーテーションを設ける、冷暖房機器や洗濯機を置く、といった対応が必要になる。また、仮設トイレ（洋式を含む）や簡易シャワー、簡易風呂等の設置も必要になる。これらについて、備蓄又は関係事業者等と協定を結ぶなど事前準備を図られたい。

※ なお、法が適用された災害においては、これらの環境整備のため一般基準では対応できない場合は特別基準の設定が可能である。市町村にも事前に周知願いたい。

(3) 災害時要援護者への対応について

ア 災害時要援護者への対応

高齢者、障害者等の災害時要援護者の避難支援対策の推進については、災害による人的被害を軽減する上で、喫緊の課題となっている。

このような認識の下、政府全体として「災害時要援護者の避難支援ガイドライン（平成18年3月改定）」及び「災害時要援護者対策の進め方について（平成19年4月）」のとりまとめ等、様々な取組を行っているところであり、市町村においては、同ガイドラインに基づき、「避難支援プランの策定」（『「避難支援プランの全体計画」のモデル計画について』（平成20年2月））が求められているところである。

また、昨年4月においては、本施策を実現するための基本的な考え方として、「自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すための総合プラン」を策定しており、災害時要援護者の避難支援対策を推進することが、プランの主要な柱の一つとして位置付けられているものである。

このような中で、より一層の災害時要援護者対策の推進を図るため、昨年11月、内閣府において「災害時要援護者に関する全国キャラバン」を全国8か所で開催したところであり、厚生労働省も関係省庁の一つとして、福祉避難所の設置・活用の促進等についてお示しし、その普及・啓発に努めたところである。

については、都道府県において、管下市町村に対し、次の事項について留意しつつ、福祉避難所に対する理解と事前指定の推進を図るとともに、災害時要援護者支援について万全の体制が図られるようお願いしたい。

(ア) 高齢者、障害者等の特別の配慮が必要な方のための避難所である福祉避難所を設置した場合、救助法上、特別の配慮のための実費を加算することができることとなっている。

しかしながら、現在、十分に指定等の準備がなされている状況にはないことから、市町村と連携しながら、福祉避難所の事前指定を進められたい。

なお、指定に当たっては、福祉避難所に適した施設と人材の確保等について、広域的な視点での調整を図りつつ、管下市町村への支援を図るようお願いしたい。

(参考) 福祉避難所にかかる災害救助費の対象経費について

福祉避難所においては、①概ね10人の対象者に1人の相談等に当たる介助員の設置、②高齢者、障害者等に配慮したポータブルトイレ等の器物の用意、及び③日常生活上の支援を行うために必要な消耗器

材（紙おむつ、ストーマ用装具など）の用意等が必要になると考えられ、法が適用された場合、これらにかかる実費が災害救助費の対象経費となる。

- (イ) 福祉避難所の設置・活用の促進に当たっては、昨年6月に開催した災害救助担当者全国会議において、各都道府県に対し「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」を配布し、災害時だけでなく平常時から都道府県・市町村において求められる取り組みをお示ししたところである。各都道府県におかれては、同ガイドラインを参考として、市町村と十分な連携を図りつつ、平常時には福祉避難所の事前指定を、災害時には積極的な設置・活用を図られたい。
- (ウ) 福祉避難所のみならず一般の避難所においても、高齢者、障害者等の心身の健康管理、生活リズムを取り戻す取組みが重要である。このため、通常時から、保健師等による健康相談、こころのケアの専門家、ホームヘルパーの派遣等の体制について、他の地方公共団体や保健福祉関係団体等と協定を結ぶなど事前準備を進められたい。
- (エ) 避難所における情報提供は被災者にとって大変重要なものである。特に視覚障害者や聴覚障害者に対する伝達方法については、特段の注意を払われたい。なお福祉避難所の経費として、手話通訳の配置等が対象となっている他、一般の避難所においても、必要に応じて同様の措置をとることは特別基準を設定することにより可能である。

(参考)

ア 要援護者支援として福祉避難所以外の避難所においても対応が求められるもの

- ① バリアフリー化されていない施設を避難所とした場合は、オストメイト対応ポータブルトイレを含めた障害者用トイレ、仮設スロープ等の設置
- ② 紙おむつ、ストーマ用装具等消耗器材の備蓄、又は事業者団体等との協定の締結等により円滑な供給体制の整備。

なお、災害救助基金により紙おむつ、ストーマ用装具等消耗器材の備蓄が可能である。

イ 要援護者の態様に応じた支援について

- ① 要援護者の様々なニーズについては、避難支援プランの個別計画で把握するとともに、避難訓練等において当事者が参加することによって具体的なニーズが顕在化するものである。
- ② 例えば、人工透析を行う医療機関の稼働状況に係る情報や視覚障害者に対応した情報提供など避難所における情報提供は要援護者にとって重要なものである。

(4) 災害救助対策事業の活用について

災害救助対策事業は、阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、災害救助法による応急救助の円滑な実施に資するために都道府県が管内市町村に対して関係職員を対象とした実務的な研修や地域住民に対する広報・啓発等の基盤整備を行う事業として創設されたものである。

このようなことから、災害対応時における経験や地域住民の要望等も踏まえ、被害の軽減や未然防止及び応急救助における各部局間・行政間等の連携の強化を目指して本事業を積極的に活用されたい。

本事業は、事業の趣旨に合う内容であれば、災害救助法担当部局以外の部局が実施する事業についても補助対象とすることとしているので、消防、保健、福祉、住宅などの部局とも調整の上活用されたい。

特に、福祉避難所の設置・運営に係るリーフレットの作成等、災害時要援護者支援に関する事業及びその他災害救助法による応急救助の適切な実施に資する事業として、先駆的な事業に対しては優先的に採択する方針であり、積極的な活用をお願いしたい。

なお、当事業の活用にあたって相談等がある場合には、委細に関わらず積極的に当室まで連絡をされたい。

(参考) 災害救助対策事業の概要

- セーフティネット支援対策等事業費補助金（災害救助対策等事業）
- ア 実施主体 都道府県
- イ 補助率 1 / 2
- ウ 具体的な内容

- ① 市町村災害救助関係職員研修会等
 - ・ 研修会、連絡協議会
 - ・ 実務マニュアル等の作成 等
- ② 災害救助制度に関する啓発・広報の推進
 - ・ リーフレット（特に福祉避難所に関するもの）、パンフレット等の作成
 - ・ 災害ボランティアの育成
 - ・ 危機管理専門家等の講演会 等
- ③ その他災害救助法による応急救助の的確な実施に資する事業
 - ・ 災害時の心のケア活動研修会
 - ・ 図上訓練の実施
 - ・ 各種事項のマニュアルの作成（発災後24時間の対応、避難所の運営、福祉避難所の支援、応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理の支援、仮設トイレの設置等）
 - ・ 応急仮設住宅の性能の検証等に関する検討会の開催 等

（5）都道府県担当職員の研修等

都道府県及び指定都市の実務担当者に対し、災害救助法及び災害弔慰金等の支給に関する法律の適正かつ円滑な運用を図るため、全国会議の開催を5月下旬から6月上旬にかけて予定しているので、職員派遣について特段の配慮をお願いしたい。

また、日本赤十字社が実施している災害救助調査研究・研修事業については、調査への協力、研修会への職員派遣等について特段の配慮をお願いしたい。

（6）災害弔慰金等について

ア 災害弔慰金及び災害障害見舞金

災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給については、自然災害に起因しない場合には、対象とならないのでご留意願いたい。

また、市町村において支給の可否の判断が困難な場合には、必要に応じて有識者等による審査会を設ける等、その認定については慎重を期されたい。

旅行先等で被災された方の支給認定については、これらの方が居住されていた市町村が行うこととなるが、その際、被災地の自治体と居住されている自治体との間

で連絡を密に取る等、支給に遺漏が生じないように管内市町村に対して周知願いたい。

特に、2以上の都道府県において災害救助法が適用され、同一の災害により生じた被害と認められる場合には、国内全ての市町村の被害が災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給対象となるので留意願いたい。

イ 災害援護資金

災害援護資金の貸付に際しては、当該被災者に対し、被災者生活再建支援制度など生活再建に活用し得る他制度に関する情報の提供に留意されたい。

なお、居住の事実がないにもかかわらず、住民登録地で被災し家財が使用不能になったとして、り災証明書を取得し、虚偽の災害援護資金の申請をした詐欺未遂事件や、別人を装ってり災証明書を取得し、必要書類を添付して災害援護資金の貸付を受けた詐欺事件などが過去に発生している。

災害援護資金の貸付に当たっては、その対象となる被害の認定について、貸付を受けようとする者の申告に基づき、必要な調査をして確認することとされているため、適切な災害援護資金の貸付事務を行うよう市町村に対して適切な助言をお願いしたい。

(7) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）について

ア 国民保護救援基準の改定

平成21年度国民保護救援基準については、災害救助基準と整合性を図りながら改定作業を行う予定であるが詳細については事前にお知らせすることとしているのでご留意願いたい。

イ 国民保護（救援）関連対策事業

国民保護法の「救援」体制を整備することを目的として、平成17年度より「国民保護（救援）関連対策事業」をセーフティネット支援対策等事業費補助金の事業の対象としている。運用面での実効性を高める一助として積極的な活用を図られたい。

(参考) 国民保護（救援）関連対策事業の概要

- セーフティネット支援対策等事業費補助金（災害救助対策等事業）

ア 実施主体 都道府県、指定都市

イ 補助率 1 / 2

ウ 具体的な内容

国民保護の救援に関するマニュアル作成事業、市町村担当職員研修会等

ウ 国民保護救援関連活動資機材整備事業について

日本赤十字社においては、NBC（N：NUCLEAR「核」、B：BIOLOGICAL「生物」、C：CHEMICAL「化学」）災害や放射能汚染事故等が発生した場合に、救援活動を行うため、平成17年度より5カ年で、本社・支部において、救護班に除染機能付きエアテントや防護服等を整備しているところであるため、ご承知おき願いたい。

（参考）国民保護救援関連活動資機材整備事業の概要

○ 除染機能付きエアテント

NBC災害時に被災地域から搬送されてきた被災者の体から、汚染された衣服を脱がし、身体等に付着した有害物資を取り除く（除染）ための資機材。

○ 防護服

救護員本人が直接汚染された空気に触れることで感染する一次感染、救護する際に有害物資に汚染された被災者から感染する二次感染を防止するためのもの。

○ 自動体外式除細動器

NBC災害等の混乱時により、心肺停止等の危険に陥った住民に微電流によるショックを与えることで、救命措置を行う機器。

エ 国民保護実働訓練について

国と都道府県の共同による国民保護訓練については、都道府県の希望等も踏まえて平成17年度より各自治体で実施されているところであるが、このうち被災者の救援にかかる実働訓練については、災害救助費等負担金による補助が可能であるので、ご承知おき願いたい。

(参考) 国民保護実働訓練(救援)の概要

○ 災害救助費等負担金(国民保護訓練経費)

ア 実施主体 都道府県

イ 補助率 10/10

ウ 具体的な内容

被災者の避難、炊き出し、医療などの実働訓練

連 絡 事 項

1 社会福祉法人現況報告書システムの廃止について

(1) 現状

社会福祉法第59条第1項において、「社会福祉法人は、毎会計年度終了後3月以内に、事業の概要その他の厚生労働省令で定める事項を、所轄庁に届け出なければならない。」とされている。

当該届出については、社会福祉法施行規則において、

- ① 所轄庁への現況報告書の提出（電子メール等による提出も可）（社会福祉法施行規則第9条第2項）
- ② 電子情報処理組織（社会福祉法人現況報告書システム（※））による報告（社会福祉法施行規則第10条第1項から第3項まで）のいずれかの方法をとることとされている。

※ 社会福祉法人が現況報告を行うために厚生労働省に設置した固有のシステム。

(2) 対応

社会福祉法人現況報告書システムの利用率が低迷していること及び電子メール等による文書の送付が一般的になったことから、現行のシステムと同等の利便性をより低コストで実現することが可能となったことを踏まえ、今般、社会福祉法人現況報告書システムを廃止し、社会福祉法施行規則第10条を削除することとしている。

(3) 公布・施行期日

公布期日 平成21年3月下旬（予定）

施行期日 平成21年4月1日（予定）

なお、平成21年2月16日から3月17日までの間、行政手続法に基づく意見募集を実施中である。

2 社会福祉事業功労者に対する厚生労働大臣表彰について

社会福祉事業功労者に対する厚生労働大臣表彰については、社会福祉事業等に尽力し、その功績が特に顕著と認められる者に対し実施しているところであり、例年、都道府県、指定都市、中核市におかれては、候補者の推薦、被表彰者への連絡等種々のご協力を賜っているところである。

平成21年度の大員表彰実施要領については、現在見直しを行っているところであり、詳細については後日通知するとともに、候補者の推薦依頼等を行いたいと考えているので、候補者の功績内容の精査及び氏名の確認等に特段の御協力をお願いする。

なお、推薦調書については、各表彰区分ごとの様式に基づき、平成21年7月31日までに提出いただくよう特段のご協力をお願いしたい。

(参考)

- 平成21年度全国社会福祉大会日程(予定)
 - ・開催日：平成21年11月20日(金)
 - ・場 所：日比谷公会堂(東京都千代田区日比谷公園内)

3 全国福祉事務所長会議の開催について

平成18年度から実施している「全国福祉事務所長会議」については、平成21年度においても全国の全ての福祉事務所長を対象に実施する予定である。

現在、実施時期、会場等調整中であり、決まり次第連絡するので、その際には、管内の全ての福祉事務所長が出席できるよう、格段のご配慮をお願いする。

4 社会福祉推進事業の公募について

本事業は平成20年度に創設した事業で、21世紀にふさわしい福祉社会の構築と公的扶助制度等の適正な運営に資することを目的に、地域福祉の推進、福祉基盤の確保、低所得者対策等の社会福祉施策の各分野に関わる地方自治体、公益法人等の先駆的・革新的な事業に対して助成を行うものである。

平成21年度においても引き続き実施することとし、本年1月29日より公募を開始したところであり、都道府県、指定都市、中核市あてには、国庫補助協議要領を发出し、事業の周知依頼等を行っているところである。

事業の実施主体は、都道府県・市町村・公益法人等であり、補助率は定額（10/10相当）であるので、都道府県におかれては、事業の概要について管内市町村等に周知するとともに、事業の実施についても併せてご検討をお願いしたい。

※ 関連通知「平成21年度社会福祉推進事業の国庫補助協議について」（平成21年1月29日付社援総発第0129001号、厚生労働省社会・援護局総務課長通知）

5 共同募金運動の活性化について

共同募金は、地域における民間活動を支える財源として、従来から、中核的な役割を果たしてきているが、地域福祉ニーズの一層の健在化・多様化にもかかわらず、募金額は平成7年度をピークとして減少の一途をたどっている。


今後の地域福祉を展望すると、地域福祉の財源として共同募金の重要性は、一層高まることから、厚生労働省においては、募金額の減少前の水準への回復を図るとともに、将来的にはその水準を超える額の募金実績をあげることを目的に、昨年10月、共同募金の募金経費標準を平成25年度までの5年間、「概ね10%を限度」から「概ね20%を限度」とする社会・援護局長通知（「共同募金の募金経費標準の特例措置について」平成20年10月7日社援発第1007003号）を各都道府県知事宛に发出したところである。

本通知を受けて、各都道府県共同募金会においては、平成21年度からの募金増額に向けた募金年次計画の作成、募金体制の強化等を図ることとしている。

各都道府県におかれては、国民運動としての共同募金運動の一層の活性化・推進に向けて、更に御指導、御協力をお願いしたい。

参 考 资 料

平成21年度予算案の概要

 厚生労働省社会・援護局(社会)

| | |
|--------------|---------------|
| 平成21年度当初予算額案 | 2兆1,667億円 |
| 平成20年度予算額 | 2兆754億円 |
| 差引額 | 913億円 |
| | (対前年度伸率 4.4%) |

I 福祉・介護人材確保対策の推進

1 福祉・介護サービス従事者の確保の推進

(1) 福祉・介護人材確保緊急支援事業の創設(新規)

【セーフティネット支援対策等事業費補助金210億円の内数】

福祉・介護人材については、労働環境の厳しさ等の要因により離職率が高く、人材が定着していないことから、介護従事者の定着等を促進するための取り組みを支援する。

○ 福祉・介護人材定着支援事業

人材定着支援アドバイザー(仮称)を配置し、就労して間もない従事者に対する巡回相談や事業者への助言を行うことにより、その定着を支援する。

○ 実習受入施設ステップアップ事業

実習受入施設のレベル向上のための講習会等を実施し、実習施設間の連携を支援する。

(参考)

平成20年度第2次補正予算(案)において、福祉・介護人材の育成・定着に向けた総合的な対策に必要な経費を計上 205億円
(障害者自立支援対策臨時特例交付金855億円の内数)

①進路選択学生等支援事業

福祉・介護の仕事の選択を促すために学生や教員に対し、仕事の魅力を伝えるとともに相談・助言を行う。

②潜在的有資格者等養成支援事業

介護福祉士等の潜在的有資格者や高齢者、主婦層等に対し、福祉・介護従事者として再就業や参画を促進するための実践的な研修を行う。

③複数事業所連携事業

単独では人材の定着・確保に取り組むことが困難な事業所等が、複数の事業所等の共同による求人活動や職員研修等を行うことにより、人材の確保・育成を支援する。

④職場体験事業

福祉・介護の仕事に関心を有する者に対し、職場を体験する機会を提供することにより、新たな人材の参入を促進する。

(2) 介護福祉士等修学資金貸付事業

【セーフティネット支援対策等事業費補助金210億円の内数】

介護福祉士等の資格取得の促進を図るため、貸付限度額の引き上げ、返還方法の緩和、返還免除要件の緩和等を行う。

(参考)

平成20年度第2次補正予算(案)において、介護福祉士等修学資金貸付事業の拡充
320億円

(3) 中央福祉人材センター運営事業費 60百万円

(4) 福利厚生センター運営事業費 110百万円

2 教員・実習体制の充実等

介護福祉士養成施設等の教員及び実習施設の実習指導者の資質の確保・向上及び指導的社会保障事業従事者の養成等を支援する。

(1) 教員講習会事業（介護福祉士・社会福祉士） 10百万円

(2) 実習指導者特別研修事業（介護福祉士・社会福祉士） 47百万円

(3) 社会事業学校経営委託費 459百万円

(4) 社会福祉職員研修センター経営委託費 47百万円

(参考)

経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者の円滑かつ適正な受入れ
24百万円

インドネシア等からの外国人介護福祉士候補者の円滑かつ適正な受入れを進めるため、介護導入研修や受入施設に対する巡回相談等を行う。

II 生活保護制度の適正な実施

1 生活保護費

2兆883億円

生活保護を必要としている者に対して適切に保護を行うため、生活保護制度に係る国庫負担に要する経費を確保する。

(1) 保護費負担金 2兆585億円

母子世帯等に対して自立に向けたきめ細かな支援を行うとともに、母子加算については、平成21年4月から廃止する（3年計画の最終年次）。

- | | |
|-----------------|-------|
| (2) 保護施設事務費負担金 | 276億円 |
| (3) 生活保護指導監査委託費 | 21億円 |

2 自立支援の着実な推進

生活保護受給者の自立支援について、各自治体における自立支援プログラムによる支援を着実に推進するとともに、新たに、就労意欲が低いなど就労に向けた課題を多く抱える者に対して、就労意欲を喚起するための支援等を実施する。

(1) 就労意欲喚起等支援事業の実施（新規）

【セーフティネット支援対策等事業費補助金210億円の内数】

就労意欲や生活能力が低いなどの就労に向けた課題をより多く抱える生活保護受給者に対して、

- ① 就労意欲の喚起、生活能力の向上により、ハローワークと福祉事務所が連携した生活保護受給者等就労支援事業等既存の就労支援策へスムーズにつなげるための支援
- ② 既存の施策による就労支援が難しい者に対する、就労意欲の喚起から、職業訓練、職業紹介、就職活動、離職防止までのトータルな支援

を、民間職業紹介事業者、NPO法人等に委託して実施し、既存の就労支援策と併せて、就労支援策の更なる充実を図る。

(2) 就労支援専門員に対する研修の実施（新規）

4百万円

各自治体において就労支援に携わる者（就労支援専門員）に対し、対人援助技術の取得、支援事例の紹介等を内容とする全国研修会を実施することによって、資質の向上を図る。

(3) ハローワークとの連携（生活保護受給者等就労支援事業）

- ・ ハローワークにおける生活保護受給者等のための就労支援ナビゲーターの配置（315人→334人） 1,145百万円
（職業安定局で計上）
- ・ 生活保護受給者向けの公共職業訓練の実施 455百万円
（職業能力開発局で計上）

3 適正実施の推進

課税調査の徹底、不正受給の防止など生活保護制度の適正実施を推進する。

○ 行政対象暴力に対する警察との連携・協力体制の強化（新規）

【セーフティネット支援対策等事業費補助金210億円の内数】

各自治体において、暴力行為や脅迫的言動に備え、警察との連携体制の構築や暴力団情勢等に関する情報交換を行うための連絡会議の開催、行政対象暴力に関する研修の実施によって、警察との連携・協力体制等を強化し、暴力団員等による不正受給の防止を図る。

Ⅲ 地域福祉の再構築

1 安心生活創造事業の創設（新規）

【セーフティネット支援対策等事業費補助金 210 億円の内数】

住み慣れた地域において安心した生活を営むことができるよう、生活課題を抱えた者を早期に発見し、必要な対応を図っていく体制を整備する。

2 日常生活自立支援事業の拡充

【セーフティネット支援対策等事業費補助金 210 億円の内数】

福祉サービスの利用援助など、本事業の利用者の利便性を考慮するとともに、きめ細やかな支援が行えるよう、市段階での窓口設置を推進する。

3 生活福祉資金貸付事業の体制強化

【セーフティネット支援対策等事業費補助金 210 億円の内数】

窓口となる市町村社会福祉協議会に専門的な相談員を配置し、貸付申込者に対する相談支援、償還指導、生活課題を解決するための関係機関との連携等を一体的に行うことにより、適切な貸付決定及び償還を確保する。

また、利用者のニーズに対応できるよう、貸付条件等の見直しを行う。

4 先駆的・革新的な社会福祉推進事業の充実

5 億円

21世紀にふさわしい福祉社会の構築を図るため、地域福祉の推進、福祉基盤の確保等に関わる先駆的・革新的な事業に対して助成を行う。

Ⅳ ひきこもり対策の推進

○ ひきこもり対策推進事業の創設（新規）

【セーフティネット支援対策等事業費補助金 210 億円の内数】

ひきこもりの問題の早期発見・早期対応のため、ひきこもりの状態にある本人や家族からの相談等の支援を行う「ひきこもり地域支援センター」（仮称）を都道府県・指定都市に整備する。

Ⅴ ホームレス自立支援の推進

○ 自立支援事業等の推進

【セーフティネット支援対策等事業費補助金 210 億円の内数】

ホームレスの自立支援を推進するため、生活相談・指導、職業相談、健康診断等を行う自立支援事業や総合相談推進事業等を実施する。

また、自立支援センターの設置の際には、民間賃貸住宅等の空き住戸などを活用するなど、ホームレスの社会復帰が円滑に行われるよう支援する。

VI 刑務所出所者等の地域生活定着支援

○ 刑務所出所者等の地域生活定着支援事業の創設（新規）

【セーフティネット支援対策等事業費補助金 210 億円の内数】

刑務所入所中から、出所後直ちに福祉サービス（障害者手帳の発給、年金受給など）につなげるための準備を、各都道府県の保護観察所と協働して行うため、「地域生活定着支援センター」（仮称）を都道府県の圏域ごとに一か所設置し、福祉的な支援を必要とする刑務所出所者等の社会復帰を支援する。

VII 社会福祉施設等に対する支援

○ 独立行政法人福祉医療機構

（1）貸付事業等

① 貸付枠の確保

| | |
|----------|-----------|
| ・ 資金交付額 | 3, 018 億円 |
| （ ・ 福祉貸付 | 1, 535 億円 |
| ・ 医療貸付 | 1, 483 億円 |

② 貸付条件の改善等

- ・ 保育所の整備に係る融資条件の優遇措置
- ・ 放課後児童クラブの整備に係る融資条件の優遇措置
- ・ 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の整備に係る融資条件の優遇措置
- ・ 障害者グループホーム等における消防用設備設置促進のための融資要件の緩和
- ・ アスベスト対策事業に係る優遇措置

（2）独立行政法人福祉医療機構運営費交付金 40 億円

福祉医療貸付事業、退職手当共済事業等の業務（人件費、一般管理費等）の財源の一部に充てる交付金

（3）社会福祉事業施設等貸付事業利子補給金 93 億円

社会福祉事業施設整備等の貸付事業を行うための借入金等に係る利子の一部に対する利子補給金

（4）社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金 259 億円

社会福祉施設の職員等が退職した場合の当該退職職員に対する退職手当金を支給するために要する経費に対する補助金

※社会福祉施設等施設整備費については障害保健福祉部において計上

平成21年度社会・援護局関係主要行事予定<社会関係>

| 月 | 行 事 | 開催場所 | 所 管 | 備 考 |
|-----|---------------------------|---------|------------|------------|
| 4月 | | | | |
| 5月 | 新任査察指導員基礎研修会 | 未定(首都圏) | 自立推進・指導監査室 | 5月11日～15日 |
| | 生活保護指導職員リーダー研修 | 未定(首都圏) | 自立推進・指導監査室 | 5月25日～29日 |
| | 福祉人材センター全国連絡会議 | 東京都 | 福祉基盤課 | 5月26日～27日 |
| | 災害救助担当者全国会議 | 厚生労働省 | 災害救助・救援対策室 | 5月下旬 |
| 6月 | 生活保護担当ケースワーカー全国研修会 | 東京都 | 保護課 | 6月下旬 |
| 7月 | | | | |
| 8月 | 全国生活保護査察指導員研究協議会 | 東京都 | 自立推進・指導監査室 | 8月27日～29日 |
| 9月 | 全国社会福祉研修実施機関代表者連絡会議 | 秋田県 | 福祉基盤課 | 9月3日～4日 |
| | 第28回全国社会福祉施設経営者大会 | 京都府 | 福祉基盤課 | 9月17日～18日 |
| | 第18回全国ボランティアフェスティバルえひめ | 愛媛県 | 地域福祉課 | 9月26日～27日 |
| 10月 | 共同募金運動 | 全 国 | 総務課 | 10月～12月 |
| | 第34回全国救護施設研究協議大会 | 岡山県 | 保護課 | 10月1日～2日 |
| | 第78回全国民生委員児童委員大会 | 新潟県 | 地域福祉課 | 10月29日～30日 |
| 11月 | 福祉人材確保重点実施期間 | 全 国 | 福祉基盤課 | 未定 |
| | 平成21年度全国社会福祉大会 | 日比谷公会堂 | 総務課 | 11月20日 |
| | 介護の日 | 全 国 | 福祉基盤課 | 11月11日 |
| 12月 | | | | |
| 1月 | 全国厚生労働関係部局長会議 | 厚生労働省 | 厚生労働省 | 1月中旬 |
| | 第22回社会福祉士・介護福祉士国家試験(筆記試験) | 全国各会場 | 福祉基盤課 | 1月下旬 |
| 2月 | | | | |
| 3月 | 社会・援護局関係主管課長会議 | 厚生労働省 | 総務課 | 3月上旬 |
| | 生活保護関係全国係長会議 | 厚生労働省 | 保護課 | 3月上旬 |
| | 第22回介護福祉士国家試験(実技試験) | 全国各会場 | 福祉基盤課 | 3月上旬 |

平成20年度 ひきこもり対策 都道府県・指定都市担当課一覧

| No. | 都道府県名等 | 部(局)・課名 |
|-----|--------|------------------------|
| 1 | 北海道 | 保健福祉部福祉局障害者保健福祉課 |
| 2 | 青森県 | 障害福祉部 障害福祉課 |
| 3 | 岩手県 | 保健福祉部 障がい保健福祉課 |
| 4 | 宮城県 | 健康福祉部 障害福祉課 |
| 5 | 秋田県 | 健康福祉部 障害福祉課 |
| 6 | 山形県 | 健康福祉部健康福祉企画課 地域福祉援護室 |
| 7 | 福島県 | 保健福祉部 障がい福祉課 |
| 8 | 茨城県 | 保健福祉部 保健予防課 |
| 9 | 栃木県 | 保健福祉部 障害福祉課 |
| 10 | 群馬県 | 健康福祉部 障害政策課 精神保健室 |
| 11 | 埼玉県 | 保健医療部 疾病対策課 |
| 12 | 千葉県 | 健康福祉部 障害福祉課 |
| 13 | 東京都 | 青少年・治安対策本部 総合対策部 青少年課 |
| 14 | 神奈川県 | 県民部 青少年課 |
| 15 | 新潟県 | 福祉保健部 障害福祉課 |
| 16 | 富山県 | 厚生部 健康課 |
| 17 | 石川県 | 健康福祉部 障害保健福祉課 |
| 18 | 福井県 | 障害保健課 |
| 19 | 山梨県 | 福祉保健部 障害福祉課 |
| 20 | 長野県 | 衛生部 健康づくり支援課 |
| 21 | 岐阜県 | 健康福祉部 保健医療課 |
| 22 | 静岡県 | 教育委員会 青少年課 |
| 23 | 愛知県 | 健康福祉部 障害福祉課 こころの健康推進室 |
| 24 | 三重県 | 健康福祉部 健康づくり室 |
| 25 | 滋賀県 | 健康福祉部 障害者自立支援課 |
| 26 | 京都府 | 府民生活部 青少年課 |
| 27 | 大阪府 | 健康福祉部 障がい保健福祉室 地域生活支援課 |
| 28 | 兵庫県 | 健康福祉部 障害福祉課 |
| 29 | 奈良県 | 福祉部 こども家庭局 青少年課 |
| 30 | 和歌山県 | 福祉保健部 福祉保健政策局 障害福祉課 |
| 31 | 鳥取県 | 福祉保健部 健康政策課 |
| 32 | 島根県 | 健康福祉部 障害者福祉課 |
| 33 | 岡山県 | 保健福祉部 健康対策課 |
| 34 | 広島県 | 健康福祉局 保健医療部 健康対策課 |
| 35 | 山口県 | 健康福祉部 健康増進課 |

平成20年度 ひきこもり対策 都道府県・指定都市担当課一覧

| No. | 都道府県名等 | 部(局)・課名 |
|-----|--------|-----------------------------|
| 36 | 徳島県 | 医療健康政策局 健康増進課 |
| 37 | 香川県 | 保健福祉部 障害福祉課 |
| 38 | 愛媛県 | 保健福祉部 健康衛生局 健康増進課 |
| 39 | 高知県 | 保健福祉部 障害保健福祉課 |
| 40 | 福岡県 | 保健医療介護部 健康増進課 |
| 41 | 佐賀県 | 障害福祉課 |
| 42 | 長崎県 | 福祉保健部 福祉保健課 |
| 43 | 熊本県 | 健康福祉部 障害者支援総室 |
| 44 | 大分県 | 保健福祉部 障害福祉課 |
| 45 | 宮崎県 | 福祉保健部 障害福祉課 |
| 46 | 鹿児島県 | 保健福祉部 社会福祉課 |
| 47 | 沖縄県 | 福祉保健部 障害保健福祉課 |
| 48 | 札幌市 | 保健福祉局保健福祉局精神保健福祉センター |
| 49 | 仙台市 | 健康福祉局 健康福祉部 障害者支援課 |
| 50 | さいたま市 | 保健福祉局 保健部 こころの健康センター |
| 51 | 千葉市 | 保健福祉局 高齢障害部 こころの健康センター |
| 52 | 横浜市 | こども青少年局 青少年相談センター |
| 53 | 川崎市 | 健康福祉局 精神保健福祉センター |
| 54 | 新潟市 | 健康福祉部 こころの健康センター |
| 55 | 静岡市 | 保健福祉子ども局 福祉部 福祉総務課 |
| 56 | 浜松市 | こころの健康対策課 精神保健福祉センター |
| 57 | 名古屋市 | 健康福祉局 障害福祉部 障害企画課 |
| 58 | 京都市 | 保健福祉局こころの健康増進センター |
| 59 | 大阪市 | こども青少年局 青少年事業企画担当 |
| 60 | 堺市 | 子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども青少年企画課 |
| 61 | 神戸市 | 健康福祉局 障害福祉部 障害福祉課 |
| 62 | 広島市 | 教育委員会 青少年育成部 育成課 |
| 63 | 北九州市 | 保健福祉局 精神保健福祉センター |
| 64 | 福岡市 | 保健福祉局 保健予防課 |

※ 当該一覧は、各都道府県等において担当課が決まっていない場合は、厚生労働省からのひきこもり対策に係る情報提供の主たる送付先を記載している。

ひきこもりって？



ひきこもりとは、さまざまな要因によって社会的な参加の場がせばまり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態のことをさします。

ひきこもりの実態はさまざま

自宅から一歩も外に出ることができない人、近所のお店などには行ける人、ひきこもり始めて数週間の人、数年間ひきこもっている人、10代の思春期の人や20代、30代の人などひきこもりの実態はさまざまです。そのため、必要な支援も一人ひとり異なります。

原因探しは無意味

「いじめのせい」、「家族のせい」、「性格のせい」など、ひとつの原因で生じるわけではありません。本人やまわりのせいにしても問題は解決しません。

適切な支援が大切

ひとりで悩んでいた、家族だけで何とかしようとしてもうまくいかないときは、思い切って専門家に相談することが大切です。



ひきこもりにあそびたい



市内の関係相談機関の電話連絡先

思春期・青年期のこころの問題の相談…

保健所（最寄りの保健所にお電話ください。）

精神保健福祉センター

●東京都立中部総合精神保健福祉センター（区部西部）

TEL 03-3302-7711

●東京都立精神保健福祉センター（区部東部）

TEL 03-3842-0946

●東京都立多摩総合精神保健福祉センター（多摩地域）

TEL 042-371-5560

☎9:00～17:00（月～金）【年末年始・祝日を除く】



子どもの発達やこころの問題、親の悩みの相談…

東京都立梅ヶ丘病院 子どもの精神保健相談室

TEL 03-3323-7621

☎9:30～11:30、13:00～16:30（月～金）【年末年始・祝日を除く】

児童期・思春期の教育相談やいじめ・不登校、高校進級・進路・入学相談など…

東京都教育相談センター

TEL 03-5800-8008

☎9:00～21:00（月～金）、9:00～17:00（土日祝日）【年末年始・開庁日を除く】

※お住まいの区市町村によっては、教育センターや教育相談室などでも、相談を受け付けています。

18歳未満の子どもの養育・しつけ・不登校・発達などの相談…

東京都児童相談センター電話相談室

TEL 03-3202-4152

☎9:00～20:30（月～金）、9:00～17:00（土日祝日）【年末年始を除く】

※お住まいの地域の児童相談所や子ども家庭支援センターでも、相談を受け付けています。

子どもの非行や犯罪の被害などの相談…

ヤングテレホンコーナー（警視庁少年相談室）

TEL 03-3580-4970

☎8:30～20:00（月～金）、8:30～17:00（土日祝日）【年末年始を除く】

※お住まいの地域の少年センターでも、相談を受け付けています。

高校を中途退学したときの進路相談…

青少年リスタートプレイス（東京都教育相談センター内）

TEL 03-5800-8008

☎9:00～21:00（月～金）、9:00～17:00（土日祝日）【年末年始・開庁日を除く】

やりたい仕事や就職活動の方法の相談…

若者しごとホットライン（東京しごとセンター ヤングコーナー）

TEL 03-3511-4510

☎10:00～19:00（平日）、10:00～16:00（土）【年末年始・祝日を除く】

東京都 青少年・治安対策本部 青少年課

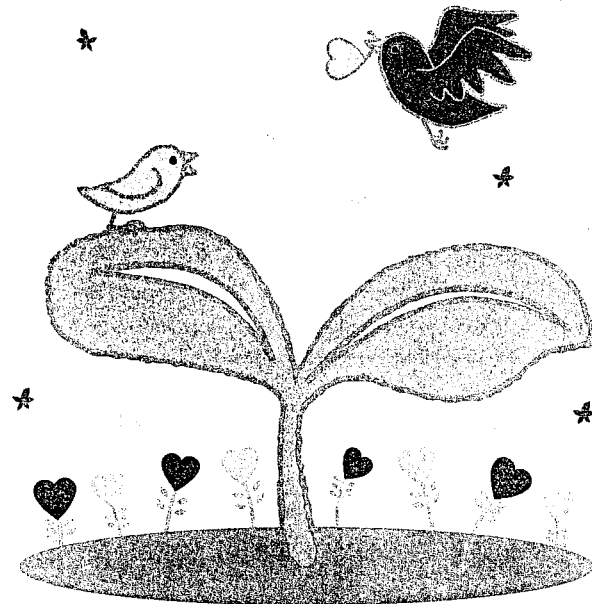
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

電話 03-5388-2257



ひきこもり サポートネット

東京都



メール相談

QRコード対応の携帯電話を
お持ちの方はこちら！

◆パソコンから相談する場合

<http://www.hikikomori-tokyo.jp/>



◆携帯電話から相談する場合

<http://www.hikikomori-tokyo.jp/m/>

（相談への返信には、10日程度かかる場合があります。）

電話相談

042-329-6677

受付時間：月～金 午前10時～午後5時
（年末年始【12月29日～1月3日】・祝日を除く）

相談は無料です。

ただし、ご利用に伴う通信費や電話代などは相談者の負担となります。

ひとりで悩まないためのひきこもりサポートネット

2nd step ▶ だれが相談できるの？

自分がひきこもりで悩んでいる方



ひきこもりの方の多くが焦りや不安を抱えています。

自分で答えが見つからないときは、信頼できる人や自分のことを理解してくれる人に相談してみましょう。家族の中に相談できる人がいないときは、家族以外にも目を向けてみましょう。

ひきこもりサポートネットでは、一歩踏み出す勇気を応援します。



家族

ひきこもりの方が身近にいる
家族・友人など

ひきこもりの方は、「甘えている」、「怠けている」など、一見楽をしているように見られがちですが、本人は社会と関われないことにとっても苦しんでいます。焦らずに、できるところから人との関係を回復し、自信を取り戻すことで、社会との関わりを持つことができるようになります。

ひきこもりサポートネットでは、本人との接し方に不安をお持ちの家族や友人からの相談に応じています。

3rd step ▶ どんな相談ができるの？

例えば

どうやってひきこもりから脱け出す一歩を踏み出したらいいですか？

本人にどう接したらいいですか？

どうしたら必要なサポートを受けられますか？



相談員が対応します。

対応しない相談内容

- ◎ 病名の診断や治療方法の提示など、医療行為にあたるご相談
- ◎ 緊急の対応が必要なご相談

message

相談員からのメッセージ



- 誰かに自分の話を聞いてもらうだけでも、少しは気持ちが楽になれると思います。ひとりで抱えていないで、相談してください。
- 何歳になっても遅すぎることはありません。今できることを一緒に考えていきましょう。

4th step ▶ 相談の方法は？

相談方法は3通り



パソコンメール相談

◆ パソコンから相談する場合

<http://www.hikikomori-tokyo.jp/>



携帯メール相談

◆ 携帯電話から相談する場合

<http://www.hikikomori-tokyo.jp/m/>

相談への返信には、10日程度かかる場合があります。



電話相談

042-329-6677

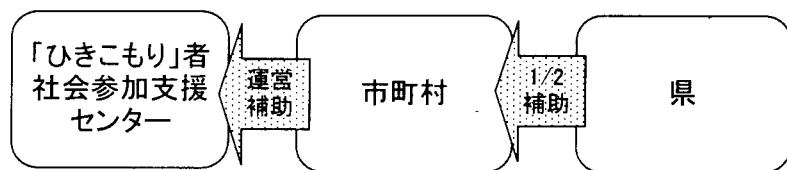
受付時間:月～金 午前10時～午後5時
(年末年始[12月29日～1月3日]・祝日を除く)

- 相談は無料です。
ただし、ご利用に伴う通信費や電話代などは相談者の負担となります。
- 何度も繰り返して相談することで、人とのコミュニケーションをとる練習ができます。そのために、あなたのお名前(ニックネーム)や生年月日を伺うことがあります。
- 相談の秘密は厳守いたします。

「ひきこもり」者社会参加支援センター運営補助

1. 制度概要

「ひきこもり」者社会参加支援センターを行う者に補助をする市町村に対し、予算の範囲内で補助金を交付。



2. 「ひきこもり」者社会参加支援センターの活動[現在の活動]

対象者

要件①『社会的ひきこもり者』であること(※)。

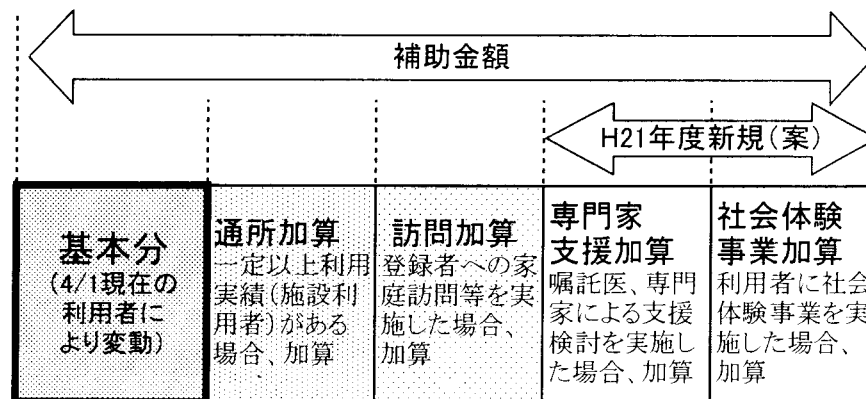
※6ヶ月以上自宅にひきこもり、社会参加せず、及び友人その他家族以外の者との親密な人間関係が維持できていない状態にある者でその原因が中程度以上の知的障害及び統合失調症など精神病圏の疾患とは考えにくいもの

要件②満15歳以上のものであること。

業務内容 (◎は平成21年度新規事業)

- 「ひきこもり」者に対する居場所の提供
- 「ひきこもり」者及びその家族からの相談
- 「ひきこもり」者及びその家族への家庭訪問
- 「ひきこもり」者の就労支援及び就学支援
- 「ひきこもり」者の当事者会及び家族会への支援
- ◎嘱託医、専門家(臨床心理士など)による支援(支援策検討など)
- ◎社会体験事業の実施(事業所などで体験活動の実施)

3. 補助金の概要



利用者

利用者は下記のとおり。

○施設利用者

センター利用にあたり、精神障害者保健福祉手帳等を所持する者又は主治医意見書を提出できる者

○登録者

自宅にひきこもっていて通所が困難なもので、家庭訪問などセンター外部における支援を受けることが主となっている利用者であり、精神障害者保健福祉手帳等又は主治医意見書を持たない者(※保健所長の意見書が必要)

資料提供: 和歌山県障害福祉課

刑務所出所高齢者・障害者等の社会復帰・再犯防止対策に係る研究協議会
開催要領(案)

1 趣旨

この研究協議会は、標記施策に係る指定更生保護施設（予定）役職員，地方更生保護委員会事務局更生保護調査官，保護観察所首席又は統括保護観察官等及び都道府県福祉関係担当主管課長が一堂に会し，平成21年度から実施される高齢又は障害の問題を抱える出所者に対する社会的受け皿の整備について研究協議を行い，もって相互の連携を深め，当該施策の実施に備えるものである。

2 主催

法務省

厚生労働省

更生保護法人全国更生保護法人連盟

3 後援

更生保護法人日本更生保護協会

4 日程・内容

平成21年3月24日（火）

詳細については，別紙「日程（案）」のとおり。

5 会場

アルカディア市ヶ谷「私学会館」

〒102-0073 千代田区九段北4-2-25

（電話）03-3261-9921

（交通）JR線・地下鉄線（有楽町線・南北線・都営新宿線）

市ヶ谷駅下車 徒歩1分

6 会議出席者

- ・刑務所出所高齢者・障害者等受入れ実施更生保護施設役職員 57名
- ・保護観察所首席又は統括保護観察官 52名（八王子支部，北九州支部を含む。）
- ・地方更生保護委員会事務局更生保護調査官 8名
- ・都道府県福祉関係担当主管課長 47名

計 164名

□ 日程(案)

| 時間 | 事項 |
|-------|---|
| 10:00 | 受付開始 |
| 10:15 | 開会 主催者あいさつ |
| 10:30 | 説明事項 刑務所出所高齢者・障害者等の社会復帰・再犯防止対策について(70分) 質疑応答(40分) |
| 12:20 | 休憩(70分) |
| 13:30 | 研究協議① ・ 刑務所出所高齢者・障害者等の社会復帰と福祉との連携(50分) |
| 14:20 | 休憩(10分) |
| 14:30 | 研究協議② ・ 独立行政法人国立のぞみの園から講師を迎えての講演(案)(50分) ・ 社会福祉施策の動向について(50分) |
| 16:10 | 休憩(10分) |
| 16:20 | 全体を通しての質疑応答(40分) |
| 17:00 | 閉会 |

災害救助法の概要

○「災害救助法」（昭和22年10月18日法律第 118号）

1 目的

災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ること。

2 実施体制

災害救助法による救助は、都道府県知事が行い（法定受託事務）、市町村長がこれを補助する。

なお、必要な場合は、救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

3 適用基準

災害救助法による救助は、災害により市町村の人口に応じた一定数以上の住家の滅失がある場合等（例 人口5,000人未満 住家全壊30世帯以上）に行う。

4 救助の種類、程度、方法及び期間

(1) 救助の種類

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| ① 避難所、応急仮設住宅の設置 | ⑥ 住宅の応急修理 |
| ② 食品、飲料水の給与 | ⑦ 学用品の給与 |
| ③ 被服、寝具等の給与 | ⑧ 埋 葬 |
| ④ 医療、助産 | ⑨ 死体の搜索及び処理 |
| ⑤ 被災者の救出 | ⑩ 住居又はその周辺の土石等の障害物の除去 |

(2) 救助の程度、方法及び期間

厚生労働大臣が定める基準に従って、都道府県知事が定めるところにより現物で行なう。

5 強制権の発動

災害に際し、迅速な救助の実施を図るため、必要な物資の収容、施設の管理、医療、土木工事等の関係者に対する従事命令等の強制権が確保されている。

6 経費の支弁及び国庫負担

(1) 都道府県の支弁：救助に要する費用は、都道府県が支弁

(2) 国 庫 負 担：(1) により費用が100万円以上となる場合、その額の都道府県の普通税収入見込額の割合に応じ、次により負担

| | |
|---------------------------------|--------|
| ア 普通税収入見込額の 2/100以下の部分 | 50/100 |
| イ 普通税収入見込額の 2/100をこえ 4/100以下の部分 | 80/100 |
| ウ 普通税収入見込額の 4/100をこえる部分 | 90/100 |

7 災害救助基金について

(1) 積立義務（災害救助法第37条）

過去3年間における都道府県普通税収入額決算額の平均年額の5/1000相当額（最少額500万円）を積み立てる義務が課せられている。

(2) 運 用

災害救助法による救助に要する給与品の事前購入により備蓄物資とすることができる。

災害救助法適用基準（同法施行令）

1 住家等への被害が生じた場合

(1) 区域内の人口に応じ次の世帯数以上であること（令第1条第1項第1号、令別表第1）

| 市町村の区域内の人口 | | 住家滅失世帯数 |
|------------|------------|---------|
| | 5,000人以上 | 30世帯 |
| | 15,000人以上 | 40世帯 |
| | 30,000人以上 | 50世帯 |
| | 50,000人以上 | 60世帯 |
| | 100,000人以上 | 80世帯 |
| | 300,000人以上 | 100世帯 |
| | | 150世帯 |

(2) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ①に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ②に示す数以上であること（令第1条第1項第2号、令別表第2・第3）

| ① 都道府県の区域内の人口 | | 住家滅失世帯数 |
|---------------|--------------|---------|
| | 1,000,000人以上 | 1,000世帯 |
| | 2,000,000人以上 | 1,500世帯 |
| | 3,000,000人以上 | 2,000世帯 |
| | | 2,500世帯 |

| ② 市町村の区域内の人口 | | 住家滅失世帯数 |
|--------------|------------|---------|
| | 5,000人以上 | 15世帯 |
| | 15,000人以上 | 20世帯 |
| | 30,000人以上 | 25世帯 |
| | 50,000人以上 | 30世帯 |
| | 100,000人以上 | 40世帯 |
| | 300,000人以上 | 50世帯 |
| | | 75世帯 |

(3) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ次に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数であること（令第1条第1項第3号前段、令別表第4）

| 都道府県の区域内の人口 | | 住家滅失世帯数 |
|-------------|--------------|----------|
| | 1,000,000人以上 | 5,000世帯 |
| | 2,000,000人以上 | 7,000世帯 |
| | 3,000,000人以上 | 9,000世帯 |
| | | 12,000世帯 |

※1 半壊又は半焼した世帯は、2世帯をもって滅失した1世帯とする

※2 床上浸水した世帯は、3世帯をもって滅失した1世帯とする

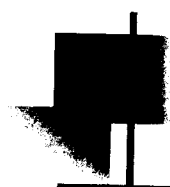
(4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること（令第1条第1項第3号後段）

- ・ 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。（基準省令第1条）

2 生命・身体への危害が生じた場合

多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当するとき（令第1条第1項第4号）

- ・ 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。（基準省令第2条第1号）
- ・ 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。（基準省令第2条第2号）



災害時要援護者への対応について

福祉避難所の設置・活用の促進等

避難所における支援

留意すべき主な点

- 生活環境の改善(畳・マット・カーペットなど)。
 - トイレ、風呂の確保。(仮設トイレなど)
 - プライバシーの確保(間仕切りなど)。
 - 暑さ、寒さ対策(冷暖房設備の設置)。
 - 日常生活機器の確保(洗濯機、乾燥機など)。
 - 食事メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保。
 - 避難住民の健康・衛生面の管理、心のケア、住宅相談。
 - 迅速かつ具体的な情報提供(聴覚障害者に対する文字放送機器による提供など)。
 - 女性への配慮(男性用トイレと女性用トイレを衝立で仕切るなど)。
 - 高齢者、障害者等要援護者への配慮(相談窓口の設置、ヘルパーの派遣、洋式仮設トイレの確保、紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材の確保など)。
- 等

- 必要な物資の備蓄を行う。
- 事業者との事前協定の締結(宿泊施設の確保、仮設トイレや風呂の確保、必要な機材、物資の確保、保健師等の応援、福祉サービスの提供など)を行う。
- 質的確保のため、運営マニュアルの作成や当事者参加型の訓練を行う。

福祉避難所の設置・活用の促進

福祉避難所とは

■ 要援護者のために特別の配慮がなされた避難所。

■ 高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等であって、避難所での生活に支障をきたすため、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者。

設置の方法

■ 老人福祉センター、防災拠点型地域交流スペースを有する社会福祉施設、特別支援学校などの既存施設を利用して設置。

■ 施設が耐震、耐火、鉄筋構造を備えており、バリアフリー化されているなど要援護者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易な施設等。

■ 不足する場合、公的・民間宿泊施設の借り上げや一般避難所の中で区画された部屋を福祉避難所にすることも可能。

特別な配慮(国庫負担対象経費の例)

■ 概ね10人の対象者に1人の相談等に当たる介助員等の配置。

■ 要援護者に配慮したポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器等の設置。

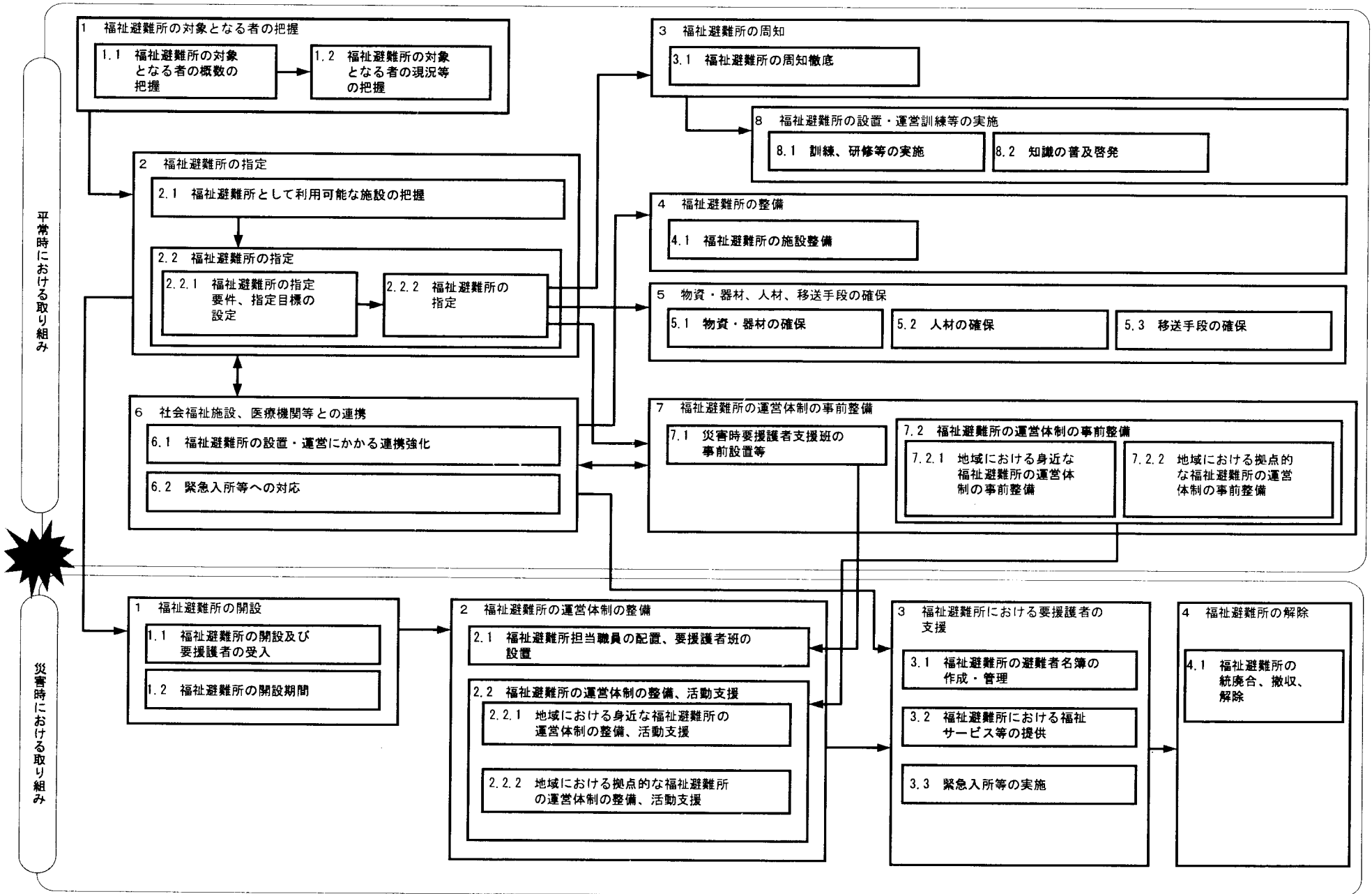
■ 紙おむつ、ストーマ用装具、その他日常生活上の支援に必要な消耗器材の購入。 等

➤ 要援護者避難支援プランの策定に当たり、福祉避難所の必要数の把握を行う。

➤ 量的確保のため、あらかじめ適切な施設や関係団体と協定締結の上、福祉避難所の指定を行う。

➤ 質的確保のため、運営マニュアルの作成や当事者参加型の訓練を行う。

福祉避難所の設置・運営に関するフロー



平成20年度に災害救助法を適用した災害

(平成21年2月20日現在)

| 災害名 | 都道府県 | 適用市町村 | 適用日 | 法適用条項 |
|--------------------|------|---------|-------|-------|
| 平成20年岩手・宮城 内陸地震 | 岩手県 | 一関市 | 6月14日 | 4号 |
| | | 奥州市 | 〃 | 〃 |
| | | 北上市 | 〃 | 〃 |
| | | 胆沢郡金ヶ崎町 | 〃 | 〃 |
| | | 西磐井郡平泉町 | 〃 | 〃 |
| | 宮城県 | 栗原市 | 6月14日 | 4号 |
| | | 大崎市 | 〃 | 〃 |
| 7月28日の大雨 | 富山県 | 南砺市 | 7月28日 | 4号 |
| | 石川県 | 金沢市 | 7月28日 | 1号 |
| 平成20年8月末豪雨 | 愛知県 | 岡崎市 | 8月28日 | 4号 |
| | | 名古屋市 | 〃 | 1号 |
| 合計 (延べ) | 5県 | 11市町 | | |